

H30 5 20 政 法 学				採点
科 目 名	受講クラス	学籍番号	氏 名	1
行政法				

7(1) 葛城山(以下「法上」) 10条¹、²条²及び指城書が、本件許可条件に於ける「法律上の根拠」である。10条「許可」の下条件については、法に明確な規定がある、11条、具体例許可条件、葛城山、許可、地方自治体に於ける条例により、具体化することと評価するべきである。このうち預言も付、B事件例も、法10条「許可」に作る趣意について具体化に資するものである。13条は許可条件、一環として、葛城山、警察、消防、土木等々、距離制限、設計、11

ページ

[illegible]

※解答は左ページから書き始めてください。

ページ

裏面へ

注釈の一覧 第3回添削済答案②（行政法）.pdf

ページ :1

☐ 番号 :1 日付 :2024/05/14 12:13:20

番号 :2 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/02/15 10:45:04

本文但し書きの関係の分析結構です。
要件裁量でしょうか？それであれば、どの文言の要件判断に裁量があるのか認定すべきです。
効果裁量のようにも読めます。
いずれにせよ、明確にしてください。

番号 :3 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/02/15 10:45:33

？ここは効果裁量でしょうか。

番号 :4 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/02/15 10:42:17

よく勉強されているのは結構です。
でも、司法試験の答案では書かないようにしましょう。

番号 :5 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/02/15 10:46:20

裁量の認定+裁量審査の判断規範の提示+当てはめを徹底ください。
どこが規範になっているのか、どこが当てはめになっているのかがよく分からないと思います。

80人への定数に比例する割合に定数に定ると主張するが、これは、Eは親権に干渉して、Aの申請を13条の制限に反して行うため施設を移転した経緯がある。Dは自身の経済的利益のためにEを利用して、Aの申請を許可となすよう仕向けたといふ。Eは取捨選択の権利。整然に定るといふわけがなければならぬ。許可と、上記経緯を認識しては、形式的には13条の制限に反して、上記経緯を鑑みて13条の適用を排除すること、これは親権の一環内であり、Aに親権を侵害する性質がなし。この制限は親権は受継ぐことも可能。

(6) このBの反論は争点である。③

[設問2] 甲

(1) 甲は協議離婚が条件で許可を充分の理由と述べているが、協議離婚は民法276条に定められ、許可条件とは無関係なもの。これを考慮して許可を充分に行うことは、裁量権の濫用と定む。違法であると主張する。

(2) 甲に対して、Bは、13条の趣意を考慮して許可を充分にする裁量権の範囲であり、適法であるといふと反論する。これは争点である。理由は以下のとおりである。

(3) 条件で許可を充分にする民法276条10条は、専断的に決定する許可を、協議離婚後2年、5年、10年、20年、30年、40年、50年、60年、70年、80年、90年、100年、110年、120年、130年、140年、150年、160年、170年、180年、190年、200年、210年、220年、230年、240年、250年、260年、270年、280年、290年、300年、310年、320年、330年、340年、350年、360年、370年、380年、390年、400年、410年、420年、430年、440年、450年、460年、470年、480年、490年、500年、510年、520年、530年、540年、550年、560年、570年、580年、590年、600年、610年、620年、630年、640年、650年、660年、670年、680年、690年、700年、710年、720年、730年、740年、750年、760年、770年、780年、790年、800年、810年、820年、830年、840年、850年、860年、870年、880年、890年、900年、910年、920年、930年、940年、950年、960年、970年、980年、990年、1000年、1010年、1020年、1030年、1040年、1050年、1060年、1070年、1080年、1090年、1100年、1110年、1120年、1130年、1140年、1150年、1160年、1170年、1180年、1190年、1200年、1210年、1220年、1230年、1240年、1250年、1260年、1270年、1280年、1290年、1300年、1310年、1320年、1330年、1340年、1350年、1360年、1370年、1380年、1390年、1400年、1410年、1420年、1430年、1440年、1450年、1460年、1470年、1480年、1490年、1500年、1510年、1520年、1530年、1540年、1550年、1560年、1570年、1580年、1590年、1600年、1610年、1620年、1630年、1640年、1650年、1660年、1670年、1680年、1690年、1700年、1710年、1720年、1730年、1740年、1750年、1760年、1770年、1780年、1790年、1800年、1810年、1820年、1830年、1840年、1850年、1860年、1870年、1880年、1890年、1900年、1910年、1920年、1930年、1940年、1950年、1960年、1970年、1980年、1990年、2000年、2010年、2020年、2030年、2040年、2050年、2060年、2070年、2080年、2090年、2100年、2110年、2120年、2130年、2140年、2150年、2160年、2170年、2180年、2190年、2200年、2210年、2220年、2230年、2240年、2250年、2260年、2270年、2280年、2290年、2300年、2310年、2320年、2330年、2340年、2350年、2360年、2370年、2380年、2390年、2400年、2410年、2420年、2430年、2440年、2450年、2460年、2470年、2480年、2490年、2500年、2510年、2520年、2530年、2540年、2550年、2560年、2570年、2580年、2590年、2600年、2610年、2620年、2630年、2640年、2650年、2660年、2670年、2680年、2690年、2700年、2710年、2720年、2730年、2740年、2750年、2760年、2770年、2780年、2790年、2800年、2810年、2820年、2830年、2840年、2850年、2860年、2870年、2880年、2890年、2900年、2910年、2920年、2930年、2940年、2950年、2960年、2970年、2980年、2990年、3000年、3010年、3020年、3030年、3040年、3050年、3060年、3070年、3080年、3090年、3100年、3110年、3120年、3130年、3140年、3150年、3160年、3170年、3180年、3190年、3200年、3210年、3220年、3230年、3240年、3250年、3260年、3270年、3280年、3290年、3300年、3310年、3320年、3330年、3340年、3350年、3360年、3370年、3380年、3390年、3400年、3410年、3420年、3430年、3440年、3450年、3460年、3470年、3480年、3490年、3500年、3510年、3520年、3530年、3540年、3550年、3560年、3570年、3580年、3590年、3600年、3610年、3620年、3630年、3640年、3650年、3660年、3670年、3680年、3690年、3700年、3710年、3720年、3730年、3740年、3750年、3760年、3770年、3780年、3790年、3800年、3810年、3820年、3830年、3840年、3850年、3860年、3870年、3880年、3890年、3900年、3910年、3920年、3930年、3940年、3950年、3960年、3970年、3980年、3990年、4000年、4010年、4020年、4030年、4040年、4050年、4060年、4070年、4080年、4090年、4100年、4110年、4120年、4130年、4140年、4150年、4160年、4170年、4180年、4190年、4200年、4210年、4220年、4230年、4240年、4250年、4260年、4270年、4280年、4290年、4300年、4310年、4320年、4330年、4340年、4350年、4360年、4370年、4380年、4390年、4400年、4410年、4420年、4430年、4440年、4450年、4460年、4470年、4480年、4490年、4500年、4510年、4520年、4530年、4540年、4550年、4560年、4570年、4580年、4590年、4600年、4610年、4620年、4630年、4640年、4650年、4660年、4670年、4680年、4690年、4700年、4710年、4720年、4730年、4740年、4750年、4760年、4770年、4780年、4790年、4800年、4810年、4820年、4830年、4840年、4850年、4860年、4870年、4880年、4890年、4900年、4910年、4920年、4930年、4940年、4950年、4960年、4970年、4980年、4990年、5000年、5010年、5020年、5030年、5040年、5050年、5060年、5070年、5080年、5090年、5100年、5110年、5120年、5130年、5140年、5150年、5160年、5170年、5180年、5190年、5200年、5210年、5220年、5230年、5240年、5250年、5260年、5270年、5280年、5290年、5300年、5310年、5320年、5330年、5340年、5350年、5360年、5370年、5380年、5390年、5400年、5410年、5420年、5430年、5440年、5450年、5460年、5470年、5480年、5490年、5500年、5510年、5520年、5530年、5540年、5550年、5560年、5570年、5580年、5590年、5600年、5610年、5620年、5630年、5640年、5650年、5660年、5670年、5680年、5690年、5700年、5710年、5720年、5730年、5740年、5750年、5760年、5770年、5780年、5790年、5800年、5810年、5820年、5830年、5840年、5850年、5860年、5870年、5880年、5890年、5900年、5910年、5920年、5930年、5940年、5950年、5960年、5970年、5980年、5990年、6000年、6010年、6020年、6030年、6040年、6050年、6060年、6070年、6080年、6090年、6100年、6110年、6120年、6130年、6140年、6150年、6160年、6170年、6180年、6190年、6200年、6210年、6220年、6230年、6240年、6250年、6260年、6270年、6280年、6290年、6300年、6310年、6320年、6330年、6340年、6350年、6360年、6370年、6380年、6390年、6400年、641

また、住民の同意も必要とされているとすると趣旨に反したものと解される。また、~~その趣旨~~ 趣旨が、B市条例は3条 1 - 3条の規定を設け、住民と、基地経営者との意見疎通を図ろうとしたものである。

次に、国正住民の理解が得られているから、中に基地経営の許可をするに必要の考慮要素とあり、これ 求んで、本件不許可処分が行ったは裁量権の濫用、採用 2 とはいえない。

2 (1)、他方、Aが ~~同条~~ (1) の理由とする本件不許可処分は違法であると主張した場合には、この争点は、理由は以下の通りである。

(2) 基地法 4条1項、~~国家~~ 国家が基地の設置・運営に有利とする目的、国民の宗教的慣習と兼容を図り、公共の福祉に與へる予見される支障を除去することを要する。

条例は3年に一回、地方公共団体以外に基地を経営する者は「宗教法人」、「任意の信用法人」、「任意の信用法人」に限定していることは、上記目的を反映したものである。

1に即ちいう、B市は、Dの基地経営の兼営という、Dに与るの私利私欲の利益を考慮して不許可処分を行った。これは、この趣旨に照し、考慮、兼営は考慮を考慮してはならないとあり、裁量権を濫用したとみえる。

以上、

裏面へ

ページ 2

番号 : 1 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/02/15 10:51:35
それぞれ論じて下さい。条文を指摘しているだけの配点しか得られないと思います。

番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/02/15 10:52:10
結論結構と思います。
ただ、判断過程審査をするなら、その旨の規範立てをしても良かったのではないかと思います。

番号 : 3 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/02/15 10:47:43
こちら裁量の認定+判断規範+当てはめで行きましょう。
同様の裁量の認定で済む話ではなかったと整理しています。

+ 主張制限の話を。